
海老名市個別避難計画 作成ガイド

Ver.1

令和7年4月 作成

■個別避難計画の作成意義

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、高齢者や障がいのある方などのうち、災害時に自力で避難することが難しい方（以下「避難行動要支援者」といいます。）一人一人に合わせた個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。

個別避難計画は、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難できるよう、あらかじめ避難場所や避難経路、必要なサポートについて検討し作成するものです。災害発生時は、「公助」だけでは支援が行き届かないことが予想され、「自助」「共助」の役割が非常に重要になります。個別避難計画の作成をきっかけに支援者を見つける、ハザードマップを確認し避難方法を考えるなど、災害時の対応について検討してください。

また、作成するかどうかは避難行動要支援者やそのご家族の意思で決めていただくことができ、作成いただいた個別避難計画は消防本部・警察署・民生委員児童委員・自治会・地区社会福祉協議会（以下「避難支援等関係者」といいます。）に提供します。個別避難計画を避難支援等関係者に提供することで、災害発生時等に避難支援を受けられる可能性が高くなります。ただし、必ず助けが来ることを約束するものではありません。

■個別避難計画の作成対象者

避難行動要支援者名簿の登録に同意いただいている方を対象に、お住まいの地域のハザード状況や介護度の高さ、障がいの重さに応じて順次個別避難計画の作成を進めていきます。

【海老名市避難行動要支援者登録制度について】

災害発生時等において避難行動要支援者が自身の情報を事前に市に登録し、市がその情報を避難支援等関係者（消防本部・警察署・民生委員児童委員・自治会・地区社会福祉協議会）に提供することで、災害発生時等において、地域の中で避難行動要支援者に対して必要な支援を実施していく制度です。

海老名市では、災害発生時等において迅速な避難支援を行うため、避難行動要支援者のうち在宅者の名簿を作成します。

（対象者の要件）

高齢	① 要介護認定3、4又は5の認定を受けている方 ② 要介護認定に伴う自立度が日常生活B以上又は認知症度Ⅲ以上である方
障がい	① 身体障害者手帳の等級が1級又は2級（総合等級）・第1種を所持する方（心臓機能障害又は腎臓機能障害にのみ該当する者は除く。） ② 視覚障害（3級又は4級）、聴覚障害（3級）、 下肢機能障害（3級）又は、体幹機能障害（3級）を所持する方 ③ 療育手帳を所持する知的障害者 ④ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持する単身世帯の方
その他	その他市長が必要と認める者

■作成方法

海老名市避難行動要支援者登録制度の高齢・障がいどちらの要件に当てはまるかにより、作成方法及び問合せ先・提出先が異なります。

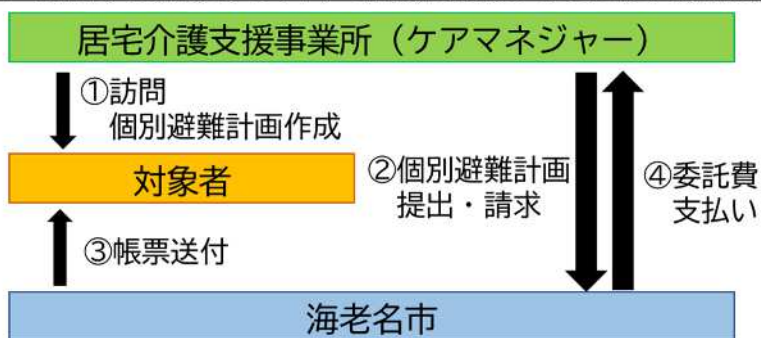
○障がいの要件のみ当てはまる 65 歳以上の方のうち、介護サービスの利用があり障がい福祉サービスの利用がほとんどない方は、「高齢」の作成方法を適用する場合があります。

高齢

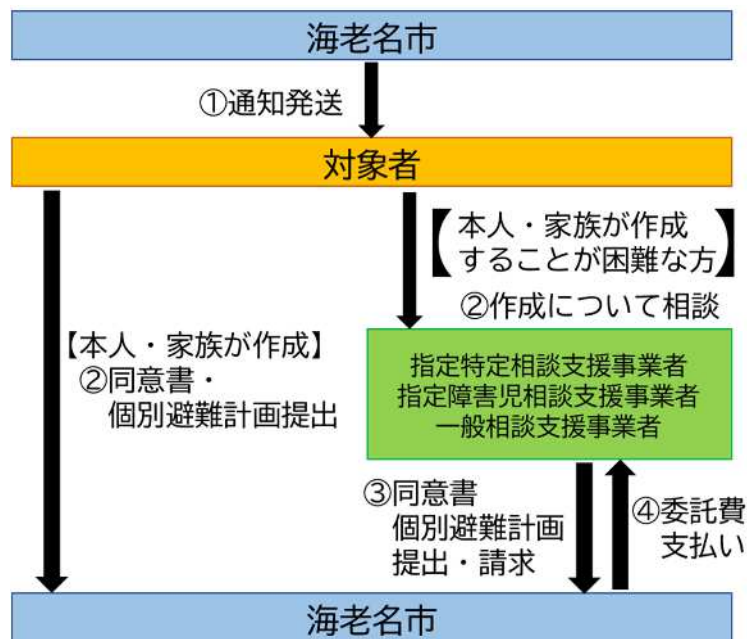
1 対象者全員



2 同意する方のうち本人・家族が作成することが困難な方



障がい



作成後お手元に届く個別避難計画は大切に保管し、内容に変更があればご連絡ください。
変更申請は随時受け付けています（9 ページ参照）。

申請方法

(1) 窓口又は郵送

個別避難計画の様式は海老名市ホームページからダウンロードまたは窓口にて配布しています。高齢の要件に当てはまる方は地域包括ケア推進課へ、障がいの要件に当てはまる方は障がい福祉課へ郵送または持参にてご提出ください。

(2) W e b 申請

当てはまる要件に応じて下記の URL から申請してください。

【高齢】

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142158-u/offer/offerList_detail?tempSeq=99028

【障がい】

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142158-u/offer/offerList_detail?tempSeq=99072

同意書の提出

個別避難計画を作成・更新すること、また、個別避難計画を市の関係部署と避難支援等関係者に提供することに同意していただけるかを検討の上ご提出ください。

個別避難計画の作成

作成日は、「個別避難計画」を作成し、本人又は家族と作成の内容に相違がないことの確認が取れた日を記入してください。

作成者には、実際に個別避難計画の記入または入力を行った方の情報を記入し、避難行動要支援者本人との関係にチェックを入れてください。

1 本人情報

避難行動要支援者ご本人の情報を記入してください。

《電話番号・携帯番号》

両方又は片方記入してください。

《メールアドレス・F A X》

ない場合は記入不要です。

《平時のサービス》

通所介護、通所デイサービス、訪問介護、居宅介護、行動援護、短期入所、移動支援、就労継続支援、放課後等デイサービスなどご利用中のサービスと事業所名を記入してください。サービスの利用がない場合は記入不要です。

2 支援を必要とする事由

《高齢》

介護認定を受けている方は当てはまる項目にチェックしてください。

《障がい》

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は当てはまる等級等にチェックしてください。

《その他》

高齢・介護の要件に当てはまらない方は、支援を必要とする事由をご記入ください。

例) 難病・小児慢性疾病の病名 など

《介助の必要性》

当てはまる項目にチェックしてください。

《居住環境》

居住階は、避難行動要支援者が主に生活している階や寝室のある階をご記入ください。

《ハザードの状況》

ご自宅に配布されているものや、海老名市防災ホームページでハザードマップの洪水及び土砂災害のページを確認し、自宅がハザード区域に当てはまるかチェックしてください。

《避難先》

○風水害

近年大雨などにより逃げ遅れた住民が被害を受けるケースが多くあります。特に突発的な集中豪雨では、避難指示等の発令が間に合わないこともあります。避難指示等がなくても、危険を感じたら避難行動をとってください。

風水害では事前に気象情報等を入手することができるため、正しい情報の入手と早めの避難行動が重要です。特に土砂災害区域に住んでいる方は、土砂災害区域から出て親類や知人宅、市が開設する避難所などに避難しましょう。夜間や急激な雨などで家の外に避難することがかえって命に危険を及ぼしかねないときは、垂直避難（自宅の2階以上に避難）するなどして安全確保することも重要です。

○地震

最寄りの避難所を確認しておきましょう。海老名市防災ホームページに避難所一覧を掲載しています。家屋倒壊の危険があれば避難所への避難を、家が安全であれば在宅避難も検討してください。

【マイ避難所の検討】

避難所は公共施設だけではありません。自分に適した避難所をあらかじめ検討しておきましょう。

例) 親戚や知人宅、自宅が安全な場合は在宅避難、ホテル、車中泊 等

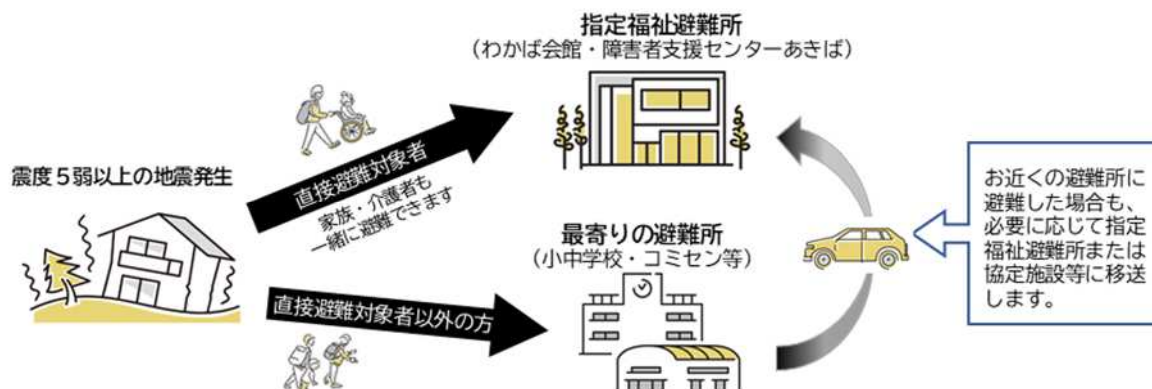
【福祉避難所について】

震度5弱以上の地震が発生した際に、単館型の一次福祉避難所（わかば会館・障害者支援センターあきば）に避難いただけるのは、以下のいずれかに該当する方のみです。それ

以外の方は最寄りの避難所（小中学校・コミセン等）へ避難をお願いします。小中学校・コミセン等の避難所も、「併設型の一次福祉避難所」として要配慮者の居住スペースが確保されています。

○単館型の一次福祉避難所福祉避難所へ直接避難いただける方

- ・身体障害者手帳1，2級かつ療育手帳Aの方
- ・医療的ケア（呼吸又は栄養に関するもの）が必要な方



3 緊急連絡先

家族や親戚等の緊急時に連絡しなければならない人をご記入ください。
電話番号は必ず記入してください。

4 避難支援等実施者（実際に避難を手伝ってくれる方）

原則1名以上選定してください。

どうしても選定が困難な場合は、発災時にどう避難するかを周りの方とご相談の上引き続き探していただき、見つかった際には変更申請（8ページ参照）を行ってください。

【どんな方を選定すればよいのか？】

- 本人の状態や配慮すべき事項を一番把握されていると考えられる、近所に住む家族や親戚
- 近隣住民や友人など
- 日常生活でよく助けてくれる人や日頃から相談にのってくれる人

避難支援等実施者欄に記入をする際は、個別避難計画に記載された情報が避難支援等関係者に共有されることを含め、避難支援等実施者の同意を得た上で、記入してください。

《電話番号・携帯番号》

両方又は片方は記入してください。

《メールアドレス・FAX》

ない場合は記入不要です。

5 避難先での生活支援

《必要な設備》

電源が必要な設備は、機器の名称や型番を記入してください。

《持ち物》

普段のケアに必要な医療用品・衛生用品等を記入してください。

《具体的な支援方法》

避難支援を行うに当たり注意しておくべき事項や気になる点などをご記入ください。

例)

- ・ 高血圧に係る薬を毎日服薬しているので、避難時は持って行く
- ・ 停電時には電動リフトが使えないため、車いすへの移乗には支援者の介助が必要
- ・ パニックになると飛び出すことがあるので、移動には複数人の同行者が必要
- ・ 音に敏感で不安になってしまうので、耳栓があると落ち着く

6 避難経路図

風水害時・地震災害時それぞれの自宅から避難所までの経路を検討し、地図を貼り付けるか記入してください。

■個別避難計画の変更について（変更があったら随時）

お引越しや心身の状況の変化、緊急連絡先や避難支援等実施者の変更など、登録内容の修正が必要な場合は変更申請を行ってください。変更申請は随時受け付けています。

申請方法

（３）窓口又は郵送

個別避難計画の様式は海老名市ホームページからダウンロードまたは窓口にて配布しています。

「１ 本人情報」と変更箇所のみ記入して提出してください。

（４）Web 申請

下記の URL から、または QR コードを読み込んで申請してください。

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142158-u/offer/offerList_detail?tempSeq=99074



提出先

○海老名市避難行動要支援者登録制度で「高齢」の要件に当てはまる方
→地域包括ケア推進課

○海老名市避難行動要支援者登録制度で「障がい」の要件に当てはまる方
→障がい福祉課

■個別避難計画の更新について

作成からおおむね５年に一度、確認のお手紙を送ります。登録内容から変更がないか一通り確認をお願いします。

■各種問い合わせ先

制度に関するお問合せ	福祉政策課	TEL:046-235-4820
登録に関するお問合せ (高齢者に関する事)	地域包括ケア推進課	TEL:046-235-4951
登録に関するお問合せ (障がい者に関する事)	障がい福祉課	TEL:046-235-4812／4813